



伊藤忠商事株式会社

第95回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項



■ 連結注記表	1
■ 個別注記表	25
■ (ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書 ...	33
■ (ご参考) 事業セグメント情報	34

本内容は、法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しているものです。
なお、（ご参考）情報を除く本内容は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成する際に行った監査の対象
に含まれております。
<<当社ウェブサイト>> https://www.itochu.co.jp/ja/ir/shareholder/general_meeting/

〔連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記〕

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠しております。なお、同項後段の規定により、IFRSにより要請される記載及び注記の一部を省略しております。

(1)連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

主要な連結子会社の名称

	会社名	
	国 内	海 外
連結子会社	Dole International Holdings(株) 伊藤忠テクノソリューションズ(株) 伊藤忠エネクス(株) ユニー・ファミリーマートホールディングス(株) (注2) タキロンシーアイ(株) ポケットカード(株) (注3) 伊藤忠都市開発(株) (株)ヤナセ 伊藤忠食品(株) 伊藤忠ロジスティクス(株) コネクシオ(株) (株)日本アクセス 伊藤忠建機(株)	伊藤忠インターナショナル会社 伊藤忠欧州会社 伊藤忠香港会社 伊藤忠(中国)集团有限公司 ITOCHU Minerals & Energy of Australia Pty Ltd ITOCHU Coal Americas Inc. European Tyre Enterprise Limited ITOCHU FIBRE LIMITED Orchid Alliance Holdings Limited

(2) 持分法適用会社の数及び主要な持分法適用会社の名称

持分法適用会社の数 88社 (注1)

主要な持分法適用会社の名称

	会社名	
	国 内	海 外
持分法適用会社	(株)オリエントコーポレーション 伊藤忠丸紅鉄鋼(株) 不二製油グループ本社(株) (注3) (株)デサント (注3)	C.P. Pokphand Co. Ltd.

当社は子会社を通じてコロンビアで操業中の炭鉱及び輸送インフラ資産を保有するDrummond International, LLCの20.0%の持分を保有しておりますが、当該子会社は同社の予算及び設備投資等の重要な決議事項に対する承認権を有しておらず、同社の営業及び財務方針に重要な影響力を行使することができないため、同社への投資に対して持分法を適用しておりません。

(注1) 会社数には、親会社の一部と考えられる投資会社（165社）及び当社もしくは当社の海外現地法人が直接投資している会社を除くその他の会社（483社）を含めておりません。

(注2) 当社の持分法適用会社であったユニー・ファミリーマートホールディングス(株)の株式を公開買付により取得し、連結子会社としました。

(注3) 当期より主要な連結子会社としてポケットカード(株)、主要な持分法適用会社として不二製油グループ本社(株)及び(株)デサントを加えております。

(3) 主要な連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更

新規

連 結 子 会 社 ： RICARDO PÉREZ, S.A.

除外

連 結 子 会 社 ： CIECO Exploration and Production (UK) Limited

持分法適用会社：Komatsu Africa Holdings (Pty) Ltd.、戸田工業(株)、エキサイト(株)

3. 重要な会計方針

「重要な会計方針の要約」注記に記載しております。

4. IFRS第9号「金融商品」(2014年7月改訂)の適用

当社及び子会社は、金融商品に係る会計処理について、従来IFRS第9号「金融商品」(2013年11月改訂)を適用しておりましたが、当期よりIFRS第9号「金融商品」(2014年7月改訂)を適用しております。本基準では、金融資産の分類及び測定、金融資産の減損の規定が改訂されております。

当社及び子会社では、経過措置に従って、適用開始日の累積的影響を当期の利益剰余金期首残高の修正として認識しております。本基準を適用した結果、当期の期首において、利益剰余金が13,767百万円減少しております。

5. IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用

当社及び子会社は、当期よりIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を適用しております。本基準は、財またはサービスの支配が顧客に移転する時点で収益を認識するという原則に基づいております。

当社及び子会社では、経過措置に従って、適用開始日の累積的影響を当期の利益剰余金期首残高の修正として認識しております。本基準を適用した結果、当期の期首において利益剰余金が減少しておりますが、金額に重要性はありません。

また、財またはサービスの提供に関連するリスクは限定的であるものの、当該財またはサービスに対する支配を顧客へ移転する前に当社が獲得している取引については、顧客との取引総額(グロス)で表示することになったため、当期において、「収益」及び「原価」がそれぞれ5,090,724百万円増加しております。

〔連結財政状態計算書に関する注記〕

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

営業債権等	9,453百万円
棚卸資産	58,720
投資及び長期債権	124,617
有形固定資産等	16,712
合計	209,502

(2) 担保に係る債務

借入金（短期）	2,339百万円
営業債務等	46,201
借入金（長期）	16,043
合計	64,583

2. 資産から直接控除した引当金

営業債権等の流動資産から直接控除した貸倒引当金	18,690百万円
長期債権等の非流動資産から直接控除した貸倒引当金	24,187百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

749,982百万円

4. 投資不動産の減価償却累計額及び減損損失累計額

19,386百万円

5. 投資不動産の公正価値

35,456百万円

6. 保証債務等

当社及び子会社の当期末における関連会社及びジョイント・ベンチャー、並びに一般取引先に対する保証のそれぞれの保証総額及び実保証額は次のとおりです。

なお、保証総額とは、保証契約における最高支払限度枠の金額であり、当社及び子会社に支払義務が生じる可能性がある最大金額です。また、実保証額とは、当該最高支払限度枠の範囲内で被保証先が認識した債務額に基づく金額であり、第三者が当社及び子会社に対して差入れた再保証等がある場合に、これらを控除した実質的リスク負担額と考えられる金額です。

(単位：百万円)

	金融保証	取引履行保証	合計
関連会社及び ジョイント・ベンチャーに対する保証			
保証総額	98,088	9,151	107,239
実保証額	87,125	9,151	96,276
一般取引先に対する保証			
保証総額	36,547	34,546	71,093
実保証額	19,122	4,951	24,073
合計			
保証総額	134,635	43,697	178,332
実保証額	106,247	14,102	120,349

当社子会社の日伯鉄鉱石(株)は、2015年11月に当社持分法適用会社であったNacional Minérios S.A. (以下、「NAMISA社」という。)とNAMISA社の親会社であるブラジル鉄鋼大手Companhia Siderúrgica Nacionalが保有するCasa de Pedra鉱山及び鉄道会社株式・港湾使用权との経営統合が実行されたことに伴い、現在CSN Mineração S.A. (以下、「CM社」という。)を「その他の投資」として保有しております。NAMISA社は、2009年8月から2014年7月にわたる税務上ののれん償却について、2009年から2011年の所得に起因する法人税及び社会負担金に関するタックス・アセスメントを2012年12月にブラジル税務当局より受領しており、これを引継いだCM社は、行政での不服申立手続を終え、2017年9月にブラジリア連邦裁判所に提訴いたしました。また、CM社は2013年から2014年の所得に起因する法人税及び社会負担金に関するタックス・アセスメントを2018年12月にブラジル税務当局より受領しており、2019年1月に行政での不服申立手続を行っております。一連のタックス・アセスメントにつき、税務上ののれん償却が否認された場合の日伯鉄鉱石(株)への影響額は34,538百万円であり、このうち、当社持分相当額は、延滞税及び加算税の16,497百万円を含めて23,311百万円です。税務訴訟を引継いだCM社が本件に関して計上した債務はありません。

7. 保有資産に係る減損

当社及び子会社は、保有資産に対する減損テストの結果、当該保有資産における資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回っている場合には、当該帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を純損益で認識しております。

当期の主な減損損失は次のとおりです。

当社とCharoen Pokphand Group Company Limitedがそれぞれ50%ずつ出資しているChia Tai Bright Investment Company Limited (以下、「CTB」という。)はCITIC Limitedが発行する普通株式の20%を保有しており、持分法適用会社として

おります。当社は、四半期ごとに持分法投資に係る減損の兆候の有無に関して判定を行っておりますが、減損の兆候の判定に際しては、将来の収益性、株価水準、経済環境、業界動向等の要素を総合的に勘案する必要があります。米中貿易摩擦の現状や影響等を踏まえ、今後、CITIC Limitedが主要ビジネスを展開する中国経済の不透明感が増したことに加え、香港証券取引所における同社の株価がCTBの会社に対する持分法投資の簿価まで回復することは短期的には困難な状況にあると判断したことから、これらの事象を反映した将来キャッシュ・フローを基礎とする回収可能価額を測定しました。その結果、回収可能価額が持分法投資の簿価を下回ったため、当第2四半期において145,677百万円の減損損失を計上しております。当該減損損失は、連結包括利益計算書の「持分法による投資損益」に計上しております。（「当社株主に帰属する当期純利益」に与える影響額は付随する税効果を含めて143,346百万円（損失）です。）

〔連結持分変動計算書に関する注記〕

1. 当期末における発行済株式総数は、普通株式1,584,889,504株であります。
2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2018年6月22日 定時株主総会	普通株式	58,995百万円	利益剰余金	38円	2018年3月31日	2018年6月25日
2018年11月2日 取締役会	普通株式	57,442百万円	利益剰余金	37円	2018年9月30日	2018年12月3日

基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	70,099百万円	利益剰余金	46円	2019年3月31日	2019年6月24日

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

当社及び子会社は、営業債権・債務、融資・保証、社債・借入金、投資及びデリバティブ等の金融商品を有しております。

当社及び子会社は、世界各地で取引及び事業を展開しているため、以下に掲げる為替リスク、金利リスク、商品価格リスク、株価リスク、信用リスク、及び流動性リスクによる影響を受ける可能性があります。当社及び子会社は、定期的なモニタリング等を通じてこれらのリスクを管理しております。

(1) 為替リスク管理

当社及び子会社は、輸出入取引が主要事業の一つであり、外貨建の取引において為替変動リスクにさらされております。そのため、先物為替予約等のデリバティブを活用したヘッジ取引により、為替変動リスクの軽減に努めております。

(2) 金利リスク管理

当社及び子会社は、投資活動、融資活動及び営業取引に伴う資金の調達や運用において金利変動リスクにさらされております。そのため、投資有価証券や固定資産等の金利不感応資産のうち、変動金利にて調達している部分を金利変動リスクにさらされている金利ミスマッチ額として捉え、金利が変動することによる損益額の振れを適切にコントロールするために金利変動リスクの定量化に取り組んでおります。

具体的には「EaR (Earnings at Risk)」という手法を用いて、金利変動による支払利息への影響額を定期的に把握し、モニタリングしております。

(3) 商品価格リスク管理

当社及び子会社は、様々な商品の売繋ぎを基本とした実需取引を行っておりますが、相場動向を考慮し買越及び売越ポジションを持つことで価格変動リスクにさらされる場合があります。そのため、棚卸資産、売買契約等を把握し、主要な商品についてはディビジョンカンパニーごとにミドル・バックオフィスを設置し、個別商品ごとに商品バランス枠及び損失限度額の設定、モニタリング管理を行うとともに、定期的なレビューを実施しております。

なお、商品価格リスクに対しては商品先物・先渡契約等によるヘッジ取引を行うことでリスクの軽減に努めております。

(4) 株価リスク管理

当社及び子会社は、主に顧客・サプライヤー等との関係強化、または投資先への各種提案等を行うこと等による事業収益追求や企業価値向上を図るため、市場性のある様々な株式を保有しており、株価変動のリスクにさらされております。そのため、「VaR (Value at Risk) 」という手法を用いて株価変動に伴う連結株主資本への影響額を定期的に把握し、モニタリングしております。

(5) 信用リスク管理

当社及び子会社は、国内外の取引先に対し、営業債権、貸付金、保証その他の形で信用供与を行っております。取引先の信用状況の悪化や経営破綻等により、これらの債権等が回収不能となる、あるいは、商取引が継続できないことにより、取引当事者としての義務を果たせず、契約履行責任を負担することとなる等の信用リスクを有しております。そのため、当社及び子会社では、信用供与の実施に際して、信用限度額の設定及び必要な担保・保証等の取得等を通じたリスク管理を行うことでリスクの軽減に努めるとともに、取引先の信用力、回収状況及び滞留債権の状況等に基づいて予想信用損失を見積り、貸倒引当金を設定しております。なお、当社及び子会社は、幅広い地域や業種に広がる多数の取引先と商取引を展開しており、特定の相手先に対して過度に集中した信用リスクのエクスポージャーを有しておりません。

(6) 流動性リスク管理

当社及び子会社は、投資活動、融資活動及び営業取引に伴う資金の調達・運用や返済支払において、流動性リスクにさらされております。そのため、金融情勢の変化に対応した資金調達の機動性の確保と資金コストの低減を目指すとともに、調達先の分散や調達手段の多様化を図っております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

当期末における金融商品の帳簿価額、公正価値は次のとおりです。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
金融資産		
FVTPL金融資産	56,081	56,081
FVTOCI金融資産	788,339	788,339
デリバティブ資産	25,677	25,677
長期債権及び投資・債権以外の長期金融資産 (デリバティブ資産を除く)	363,695	367,335
金融負債		
デリバティブ負債	19,938	19,938
社債及び借入金(長期)及びその他の長期金融負債 (デリバティブ負債を除く)	2,546,002	2,543,695

(注) 連結財政状態計算書における「長期債権」のうち、CITIC Limited株式取得に係るChia Tai Bright Investment Company Limited (以下、「CTB」という。)への株主融資については上記には含めず、後述(2)において当該金融商品に関する情報を記載しております。

(1) 金融商品の公正価値の評価手法

FVTPL金融資産、またはFVTOCI金融資産に分類される金融商品の公正価値の評価手法は次のとおりです。

FVTPL金融資産、またはFVTOCI金融資産に分類される金融商品のうち、取引所に上場されている銘柄は、当該取引相場価格を公正価値として使用しております。取引所に上場されていない銘柄は、当該投資先の将来の収益性の見通し及び対象銘柄における純資産価額、当該投資先が保有する主要資産の定量的情報等のインプット情報を総合的に考慮し、割引キャッシュ・フロー法、修正純資産法等を用いて公正価値を測定しております。

連結財政状態計算書において、FVTPL金融資産、またはFVTOCI金融資産に分類される金融商品は、その他の短期金融資産及びその他の投資に含まれております。

デリバティブ資産及びデリバティブ負債の公正価値の評価手法は次のとおりです。

デリバティブ資産及びデリバティブ負債のうち、取引所において取引が行われているものは当該取引相場価格を公正価値として使用しております。上記以外のデリバティブについては、外部より観察可能なインプット情報のみに基づき、ブラック・ショールズ・モデル等の一般的な公正価値算定モデルを用いて公正価値を測定しております。

連結財政状態計算書において、デリバティブ資産は、その他の短期金融資産及び投資・債権以外の長期金融資産に含まれており、デリバティブ負債は、その他の短期金融負債及びその他の長期金融負債に含まれております。

長期債権及び投資・債権以外の長期金融資産の公正価値の評価手法は次のとおりです。

長期債権及び投資・債権以外の長期金融資産の公正価値は、同程度の信用格付けを有する貸付金または顧客に同一の残存期間で同条件の貸付または信用供与を行う場合において現在適用される市場での金利に基づいて、将来のキャッシュ・フローを割引くことにより見積っております。

社債及び借入金（長期）及びその他の長期金融負債の評価手法は次のとおりです。

社債及び借入金（長期）及びその他の長期金融負債の公正価値は、同一の残存期間を有する債務を当社が調達する場合において現在適用される市場での金利に基づいて、将来のキャッシュ・フローを割引くことにより見積っております。

なお、その他の短期金融資産に含まれる有価証券及びその他の投資において償却原価で測定される金融資産は主に公社債であり、帳簿価額と公正価値は、ほぼ同額となっております。

また、上記以外の流動金融資産及び負債については、主として満期または決済までの期間が短期で構成されており、帳簿価額と公正価値は、ほぼ同額となっております。

(2) CITIC Limited株式取得に係るCTBへの株主融資

当社とCharoen Pokphand Group Company Limitedがそれぞれ50%ずつ出資しているCTBは、CITIC Limitedが発行する同社の普通株式の20%に相当する5,818百万株を保有しており、同社を持分法適用会社としております。当社は、CTBにおけるCITIC Limited株式取得に係る必要資金の調達のため、投資及び株主融資を行っております。

当期末におけるCITIC Limited株式取得に係るCTBへの投資残高及び株主融資残高は、それぞれ514百万米ドル（57,014百万円）、4,657百万米ドル（516,861百万円）となります。当該株主融資残高は、連結財政状態計算書における「長期債権」に含めて表示しております。

なお、香港証券取引所におけるCITIC Limited株式の当期末の終値は1株当たり11.72香港ドルであり、当該株価にCTBが保有するCITIC Limitedの株式数を乗じた金額は、68,188百万香港ドル（964,172百万円）となります。また、当該金額に当社のCTBに対する出資比率である50%を乗じた金額は、34,094百万香港ドル（482,086百万円）となります。

〔1 株当たり情報に関する注記〕

1 株当たり株主資本	1,930円47銭
基本的 1 株当たり当社株主に帰属する当期純利益	324円07銭
希薄化後 1 株当たり当社株主に帰属する当期純利益	324円07銭

（注）株式給付型ESOP信託口及び役員報酬BIP信託口が所有する当社株式は、連結財政状態計算書上の自己株式として処理しており、上記1株当たり情報の算出において控除する自己株式に含めております。

〔重要な会計方針の要約〕

1. 連結の基礎

(1) 企業結合

当社及び子会社は、IFRS第3号「企業結合」に基づき、取得法により会計処理を行っております。すなわち、企業結合当事者のうち、いずれかの企業を取得企業として、被取得企業において取得時に識別可能な資産及び負債を公正価値（但し、繰延税金資産、繰延税金負債、並びに従業員給付に係る資産及び負債等、IFRS第3号「企業結合」により公正価値以外で測定すべきとされている資産及び負債については、IFRS第3号「企業結合」に規定する価額）で認識し、既保有持分を取得時における公正価値で再測定し、非支配持分を取得時における公正価値または被取得企業の識別可能な純資産の非支配持分の比例持分で測定したうえで、移転された対価、再測定後の既保有持分価額及び非支配持分の合計から識別可能な資産及び負債の価額の合計を差引いたものを、のれんとして認識しております。また、バーゲンパーチェス取引となる場合、すなわちIFRS第3号「企業結合」に基づき測定された識別可能な資産及び負債の価額の合計が取得価額、再測定後の既保有持分価額及び非支配持分の合計を上回る場合は、当該差額を純損益で認識しております。

企業結合を達成するために取得企業で発生したコストは、負債性金融商品及び資本性金融商品の発行に関連する費用を除き、発生時に費用処理しております。

企業結合が生じた連結会計年度末までに企業結合の当初の会計処理が完了していない場合、当該完了していない項目については最善の見積りに基づく暫定的な金額で測定しております。当社及び子会社は、取得日から最長1年間を当該暫定的な金額を修正することができる期間（以下、「測定期間」という。）とし、測定期間中に入手した新たな情報が、取得日時点で認識された金額の測定に影響を及ぼすものである場合には、取得日時点で認識した暫定的な金額を遡及的に修正しております。

(2) 子会社

子会社とは、当社により支配されている企業をいいます。当社及び子会社により支配されているかどうかの判断にあたっては、議決権の保有状況の他、実質的に行使可能な潜在的議決権の存在、あるいは取締役の過半が当社及び子会社より派遣されている社員で占められているか等、支配の可能性を示す諸要素を総合的に勘案して決定しております。

子会社の財務諸表は、取得日から支配喪失日までの間、当社の連結計算書類に連結しております。子会社の会計方針が当社が採用する会計方針と異なる場合は、当社が採用する会計方針と整合させるため、必要に応じ、修正を加えております。

連結計算書類には、当社と決算期を統一することが、子会社の所在する現地の法制度上不可能である等の理由により、当社の報告期間の末日と異なる報告期間の末日で作成された子会社の財務諸表が一部含まれておりますが、当該子会社の報告期間の末日と当社の報告期間の末日の差異が3か月を超えることはありません。連結計算書類の作成に用いる子会社の財務諸表の報告期間の末日が当社の報告期間の末日と異なる場合、当該子会社の報告期間の末日と当社の報告期間の末日との間に生じた重要な取引または事象については、調整を行っております。

支配を継続する中での持分買増及び売却等による子会社持分の変動については、資本取引として会計処理し、当該処理に係る非支配持分の増減額と対価の公正価値との差額は、株主資本に直接認識しております。

(3) 支配の喪失

子会社に対する支配を喪失した場合には、当該子会社の資産及び負債、当該子会社に係る非支配持分の認識を中止し、売却持分に係る売却損益を純損益として認識するとともに、支配喪失後も継続して保有する残余持分について支配喪失日の公正価値で再測定し、当該評価差額をその期の純損益として認識しております。

(4) 共通支配下での企業結合

すべての企業結合当事者が企業結合前及び企業結合後いずれにおいても当社及び子会社の支配下にある企業結合については、移転元の資産及び負債の帳簿価額を移転先に引継ぐ処理を行っております。

(5) 関連会社及びジョイント・ベンチャー

関連会社とは、当社及び子会社が当該企業の経営戦略及び財務方針等に対し、支配までには至らないが重要な影響力を有している、ジョイント・ベンチャーあるいはジョイント・オペレーション以外の企業をいいます。重要な影響力を有しているかどうかの判定にあたっては、議決権の保有状況（被投資会社の議決権の20%以上50%以下を直接的または間接的に所有している場合は、当該企業に対して重要な影響力を有していると推定する。）、実質的に行使可能な潜在的議決権の存在、あるいは全取締役のうち当社及び子会社より派遣されている社員が占める割合等の諸要素を総合的に勘案して決定しております。

共同支配（以下、「ジョイント・アレンジメント」という。）とは、複数の当事者が共同支配により経済活動を行う契約上の取決めがあり、重要な意思決定が支配を共有している当事者の全員の合意を必要とする場合をいいます。

ジョイント・ベンチャーとは、ジョイント・アレンジメントのうち、事業を各投資企業から独立した事業体が担っており、各投資企業は当該事業体の純資産に対してのみ権利を有するものをいいます。

関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資は、持分法を適用し、取得原価に、取得時以降に投資先が計上した純損益及びその他の包括利益のうち、当社及び子会社の持分に相当する額を当社及び子会社の純損益及びその他の包括利益として認識するとともに、投資価額を増額または減額する会計処理を行っております。関連会社及びジョイント・ベンチャーの取得に伴い認識されるのれんについては、当該残高を投資の帳簿価額に含めております。また、関連会社及びジョイント・ベンチャーから受取った配当金については、投資価額より減額しております。関連会社及びジョイント・ベンチャーの会計方針が当社が採用する会計方針と異なる場合は、当社が採用する会計方針と整合させるため、必要に応じ、修正を加えております。

連結計算書類には、関連会社を支配する株主及びジョイント・ベンチャーの他のパートナーが当社と異なる報告期間を採用している、あるいは当社と決算期を統一することが当該関連会社及びジョイント・ベンチャーの所在する現地の法制度上不可能である等の理由により、報告期間の末日を統一することが実務上不可能であるため、当社の報告期間の末日と異なる関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資が含まれております。当該関連会社及びジョイント・ベンチャーの報告期間の末日と当社の報告期間の末日の差異が3か月を超えることはありません。報告期間の末日の差異により生じる期間の重要な取引または事象については、調整を行っております。

関連会社またはジョイント・ベンチャーに対する重要な影響力を喪失し、持分法の適用を中止する場合は、売却持分に係る売却損益を純損益として認識するとともに、残存している持分について公正価値で再測定し、当該評価差額をその期の純損益として認識しております。

(6) ジョイント・オペレーション

ジョイント・オペレーションとは、ジョイント・アレンジメントに参加している投資企業が、関連する資産に対する権利及び負債に対する義務を直接的に有しているものをいいます。

連結計算書類には、ジョイント・オペレーションに関して当社及び子会社が権利を有する資産、当社及び子会社が負担する負債及び費用、並びに稼得した収益のうちの当社及び子会社の持分相当額が含まれております。

(7) 連結上消去される取引

当社及び子会社相互間における債権債務残高及び取引高、並びに当社及び子会社相互間の取引により発生した内部未実現損益は、連結計算書類の作成に際して消去しております。

当社及び子会社と関連会社及びジョイント・ベンチャーとの取引により生じる内部未実現損益については、当社及び子会社の持分相当額を消去しております。

2. 外貨換算

(1) 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の直物外国為替レートで機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の直物外国為替レートで機能通貨に再換算しております。外貨建の公正価値で測定されている非貨幣性項目は、公正価値が決定された日の直物外国為替レートで機能通貨に再換算しております。

再換算によって生じる為替差額は、純損益として認識しております。但し、取得後の公正価値変動をその他の包括利益に計上する資本性金融資産の再換算により発生した差額、及びキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

(2) 在外子会社、在外関連会社及びジョイント・ベンチャーの外貨建財務諸表の換算

在外子会社、在外関連会社及びジョイント・ベンチャー（以下、総称して「在外営業活動体」という。）における外貨建財務諸表を報告通貨に換算するにあたっては、資産・負債について、期末日の直物外国為替レートを適用し、収益・費用について、連結会計期間の期中平均外国為替レートを適用しております。

在外営業活動体における外貨建財務諸表を報告通貨に換算するにあたって生じた差額は、連結包括利益計算書におけるその他の包括利益（「為替換算調整額」に表示）として認識しております。

当該在外営業活動体に係る為替換算調整額は、在外営業活動体の処分時において、処分による利得または損失が認識される時点において純損益に振替えております。但し、為替換算調整額のうち非支配持分に帰属していた部分については、非支配持分を増減しております。

(3) 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

当社及び子会社は、一部の在外営業活動体に対する純投資において、在外営業活動体の機能通貨と親会社の機能通貨との間に発生する為替換算調整額についてヘッジ会計を適用しております。

在外営業活動体に対する純投資のヘッジ手段に係る公正価値変動のうち、ヘッジの有効部分は、連結包括利益計算書におけるその他の包括利益（「為替換算調整額」に表示）として認識しております。ヘッジの非有効部分については、純損益として認識しております。

その他の包括利益に計上したヘッジ手段に係る公正価値変動は、在外営業活動体の処分時に、処分損益の一部として純損益に振替えております。

3. 金融商品

(1) デリバティブを除く金融資産

当社及び子会社は、デリバティブを除く金融資産について、IFRS第9号「金融商品」に基づき、営業債権及びその他の債権は発生日に、それ以外の金融資産の通常の売買は約定日に当初認識しております。デリバティブを除く金融資産の分類及び測定モデルの概要は次のとおりです。

当該金融資産の当初認識時点において、以下2つの要件をともに満たすものを償却原価で測定される金融資産に分類し、それ以外のものを公正価値で測定される金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローの回収を目的とした事業モデルのもと当該資産を保有していること
- ・ 契約上のキャッシュ・フローが、元本及び元本残高に対する利息の支払のみにより構成され、かつ、発生する日が特定されていること

償却原価で測定される金融資産は、当初認識時点において、取得に直接関連する費用を公正価値に加えた価額で測定し、各期末日において、実効金利法に基づく償却原価で測定しております。

公正価値で測定される金融資産は、取得後の公正価値変動を純損益に計上する金融資産（以下、「FVTPL金融資産」という。）と取得後の公正価値変動をその他の包括利益に計上する金融資産（以下、「FVTOCI金融資産」という。）に分類しております。

公正価値で測定される金融資産のうち、資本性金融資産については、短期的な売却により差益を得ることを目的としたものはFVTPL金融資産に分類し、それらを除く、主として取引関係の強化を目的として長期的に保有する資本性金融資産等についてはFVTOCI金融資産に分類しております。一方、公正価値で測定される負債性金融資産については、以下2つの要件をともに満たすものをFVTOCI金融資産に分類し、それ以外のものをFVTPL金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方を目的とした事業モデルのもと当該資産を保有していること
- ・契約上のキャッシュ・フローが、元本及び元本残高に対する利息の支払のみにより構成され、かつ、発生する日が特定されていること

公正価値で測定される金融資産は、当初認識時点において、公正価値で測定しております。取得に直接関連する費用について、FVTOCI金融資産は当初認識額に含めておりますが、FVTPL金融資産は発生時に純損益として認識し、当初認識額には含めておりません。

公正価値で測定される金融資産は、各期末日において公正価値で再測定しております。公正価値の変動額については、FVTPL金融資産は純損益、資本性のFVTOCI金融資産は連結包括利益計算書におけるその他の包括利益（「FVTOCI金融資産」に表示）として認識しております。一方、負債性のFVTOCI金融資産は、公正価値の変動額から為替差損益と減損損失（及び戻入れ）を除いたものを、その他の包括利益（「FVTOCI金融資産」に表示）として認識しております。また、資本性金融資産に係る受取配当金は、FVTPL金融資産、FVTOCI金融資産のいずれにおいても、純損益で認識しております。

資本性のFVTOCI金融資産を売却した場合は、直近の簿価と受取った対価との差額を、連結包括利益計算書におけるその他の包括利益（「FVTOCI金融資産」に表示）として認識するとともに、連結財政状態計算書において当該FVTOCI金融資産について売却までに認識したその他の資本の構成要素（「FVTOCI金融資産」に表示）の残高を利益剰余金に振替えております。一方、負債性のFVTOCI金融資産を売却した場合は、直近の簿価と受取った対価との差額を、純損益として認識するとともに、連結財政状態計算書において当該FVTOCI金融資産について売却までに認識したその他の資本の構成要素（「FVTOCI金融資産」に表示）の残高を純損益に振替えております。

金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する権利が消滅した場合、または金融資産から生じるキャッシュ・フローを享受する権利を譲渡した場合において、すべてのリスクと経済価値を実質的に移転した場合については、金融資産の認識を中止しております。

(2) 現金同等物

現金同等物には、流動性の高い、容易に換金可能で、かつ価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期投資（当初決済期日が3か月以内）及び短期の定期預金（当初満期日が3か月以内）等が含まれております。

(3) デリバティブを除く金融負債

デリバティブを除く金融負債は、契約上の義務が発生した時点において、公正価値から当該金融負債発生に直接関連する費用を控除した価額で測定しております。

デリバティブを除く金融負債は、公正価値で測定されるものと、償却原価で測定されるものに分類されます。公正価値で測定される金融負債は、各期末日において公正価値で再測定し、公正価値の変動は純損益として計上しております。また、償却原価で測定される金融負債は、実効金利法に基づく償却原価で測定しております。

債務者が債権者に支払い、債務を免除された時点、または契約中に債務が免責、取消、または失効となった時点で、金融負債の認識を中止しております。

(4) デリバティブ及びヘッジ活動

当社及び子会社は、主として、為替変動リスク、金利変動リスク、あるいは商品相場変動リスク等をヘッジする目的で為替予約契約、金利スワップ契約及び商品先物契約等をはじめとするデリバティブを保有しております。デリバティブについては、その保有目的や保有意思にかかわらず公正価値で資産または負債として認識しております。デリバティブの公正価値の変動額は、そのデリバティブの使用目的及び結果としてのヘッジ効果の有無に従って、次のとおり処理しております。

- ・既に認識された資産もしくは負債、または未認識の確定約定の公正価値の変動に対するヘッジであり、ヘッジの効果が有効であると見込まれ、かつ、ヘッジの開始時に、ヘッジ関係並びにリスク管理目的及びヘッジの実行に関する戦略が文書により指定されているものについては、公正価値ヘッジとして指定し、デリバティブの公正価値の変動をヘッジ対象の公正価値の変動とともに純損益（または資本性のFVTOCI金融資産をヘッジ対象として指定する場合は、その他の包括利益）として認識しております。
- ・予定取引または既に認識された資産もしくは負債に関連して発生する将来キャッシュ・フローの変動に対するヘッジであり、ヘッジの効果が有効であると見込まれ、かつ、ヘッジの開始時に、ヘッジ関係並びにリスク管理目的及びヘッジの実行に関する戦略が文書により指定されているものについては、キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定し、デリバティブの公正価値の変動を連結包括利益計算書におけるその他の包括利益（「キャッシュ・フロー・ヘッジ」に表示）として認識しております。当該会計処理は、ヘッジ対象に指定された未認識の予定取引、または既に認識された資産もしくは負債に関連して発生する将来キャッシュ・フローの変動が実現するまで継続しております。また、ヘッジの効果が有効でない部分は、純損益として認識しております。
- ・在外営業活動体に対する純投資のヘッジ手段に係る公正価値変動については、「2. 外貨換算 (3) 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ」に記載する処理を行っております。
- ・上記以外のデリバティブの公正価値の変動については、純損益として認識しております。

当社及び子会社は、上記公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ及び在外営業活動体に対する純投資のヘッジを適用するにあたり、ヘッジ開始時においてヘッジの効果が有効であると見込まれるかどうかを評価することに加えて、その後も継続してそのデリバティブがヘッジ対象の公正価値または将来キャッシュ・フローの変動の影響を有効に相殺するかどうかについて、評価を行っております。

ヘッジ会計は、ヘッジの効果が有効でなくなった時点で将来に向かって中止しております。

(5) 金融資産及び負債の表示

以下のいずれの要件にも該当する場合には、金融資産と金融負債を相殺し、純額を連結財政状態計算書上に表示しております。

- ・認識された金額を相殺することについて、法的に強制可能な権利を現在有している
- ・純額で決済する、あるいは資産の実現と債務の決済を同時に実行する意図を有している

4. 棚卸資産

棚卸資産は主として、商品、製品、販売用不動産、原材料及び貯蔵品、仕掛品から構成されております。

トレーディング目的以外で保有する棚卸資産については、原価と正味実現可能価額のいずれか低い額で測定し、棚卸資産の再測定による帳簿価額の変動額は売上原価として認識しております。正味実現可能価額は、売却価額または通常の営業過程における予想売価から完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額で算定しております。

トレーディング目的で保有する棚卸資産については、販売費用控除後の公正価値で測定し、公正価値の変動額は発生した期の純損益として認識しております。

棚卸資産の原価は、個々の棚卸資産に代替性がない場合には、個別法に基づき算定し、個々の棚卸資産に代替性がある場合には、主として加重平均法に基づいて算定しております。

5. 有形固定資産

(1) 認識及び測定

有形固定資産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

取得原価には、設置費用及び稼働可能な状態にするために必要とされる直接付随費用、将来の解体・除去費用及び敷地の原状回復費用の見積額、及びIAS第23号「借入コスト」に基づき、資産計上すべき借入コストが含まれております。

有形固定資産において、それぞれ異なる複数の重要な構成要素を識別できる場合は、当該構成要素ごとに残存価額、耐用年数及び減価償却方法を判定し、別個の有形固定資産項目として会計処理しております。

有形固定資産の処分時には、正味の受取額と資産の帳簿価額との差額を純損益として認識しております。

(2) 減価償却

有形固定資産は、土地等の償却を行わない資産を除き、当該資産が使用可能な状態となったときから、主として、当該資産の見積耐用年数（建物及び構築物は2年～60年、機械装置及び車両は2年～33年、器具備品及び事務機器は2年～20年）に基づく定額法、もしくは生産高比例法により減価償却を行っております。

リース資産は、所有権移転または割安購入選択権がある場合は、当該資産の見積耐用年数、それ以外の場合はリース期間と見積耐用年数のいずれか短い期間にわたって減価償却を行っております。

有形固定資産の残存価額、耐用年数及び減価償却方法については、毎期末見直しを行い、必要に応じて改定しております。

6. 投資不動産

投資不動産とは、賃貸収入、不動産相場の値上がりに伴う転売益、もしくはその両者を得ることを目的として保有される不動産で、通常の営業過程で販売する不動産や、商品またはサービスの製造・販売、またはその他の管理目的で使用する不動産は含まれておりません。

投資不動産については、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

投資不動産は、土地等の償却を行わない資産を除き、当該資産が使用可能な状態となったときから、主として、当該資産の見積耐用年数（2年～50年）に基づく定額法により減価償却を行っております。

7. のれん及び無形資産

(1) のれん

のれんは、償却を行わず、少なくとも年に1度、更には減損の可能性を示す事象または状況の変化が生じた場合はその都度、資金生成単位を基礎とした減損テストを実施しております。

(2) 無形資産

無形資産は、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。また、開発活動による支出について、信頼性をもって測定可能であり、開発の結果により将来経済的便益を得られる可能性が高く、かつ当社及び子会社が当該開発を完了させ、成果物を使用または販売する意図及び十分な資源を有している場合においては、当該開発活動による支出を無形資産として認識しております。

無形資産は、耐用年数が確定できないものを除き、当該資産が使用可能な状態となったときから、主として、見積耐用年数（商標権及びその他無形資産は5年～42年、ソフトウェアは3年～5年）に基づく定額法により、償却を行っております。各会計期間に配分された償却費は、純損益として認識しております。

無形資産の残存価額、耐用年数及び償却方法については、毎期末見直しを行い、必要に応じて改定しております。

当社及び子会社は、一部の商標権等について耐用年数を確定できない無形資産を有しております。耐用年数を確定できない無形資産については、償却を行わず、少なくとも年に1度、更には減損の可能性を示す事象または状況の変化が生じた場合はその都度、資金生成単位を基礎とした減損テストを実施しております。

8. リース

(1) 借手リース

当社及び子会社は、リースにより有形固定資産または無形資産を賃借しております。

契約がリースであるか否か、またはその契約にリースが含まれているか否かについては、法的な契約形態がリース契約となっているかどうかにかかわらず、取引の経済実態を検討のうえ、判断しております。

当該リース取引のうち、所有に伴うリスクと経済価値が実質的にすべて当社及び子会社に移転しているものはファイナンス・リースに分類し、ファイナンス・リース以外のリースはオペレーティング・リースに分類しております。

ファイナンス・リースについては、リース物件の公正価値と最低支払リース料総額の現在価値のいずれか低い金額でリース資産（連結財政状態計算書における「有形固定資産」または「無形資産」に表示）及びリース債務（連結財政状態計算書における「営業債務以外の短期債務」または「その他の長期金融負債」に表示）を認識しております。また、支払リース料総額をリース債務元本相当部分と利息相当部分とに区分し、支払リース料の利息相当部分への各期の配分額は、利息法により算定のうえ、支払利息に含めて表示しております。

オペレーティング・リースについては、リース物件を資産として認識せず、支払リース料をリース期間にわたって均等に、純損益にて認識する処理を行っております。

(2) 貸手リース

当社及び子会社は、リースにより有形固定資産または無形資産を賃貸する事業を行っております。

契約がリースであるか否か、またはその契約にリースが含まれているか否かについては、法的な契約形態がリース契約となっているかどうかにかかわらず、取引の経済実態を検討のうえ、判断しております。

ファイナンス・リースについては、正味リース投資未回収額をリース債権として認識し、受取リース料総額をリース債権元本相当部分と利息相当部分とに区分し、受取リース料の利息相当部分への各期の配分額は、利息法により算定のうえ、受取利息に含めて表示しております。また、当該ファイナンス・リースが財の販売を主たる目的とし、販売政策上の目的で実行するものである場合は、リース対象資産の公正価値と最低リース料総額を市場金利で割引いた金額のいずれか低い額を収益として認識し、当該リース対象資産の購入価額を売上原価として認識しております。

オペレーティング・リースについては、受取リース料をリース期間にわたって均等に、純損益にて認識しております。

9. 減損

(1) 償却原価で測定される金融資産及び負債性のFVTOCI金融資産

償却原価で測定される金融資産及び負債性のFVTOCI金融資産については、予想信用損失を見積って、減損損失を純損益で認識しております。

期末日時点で金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、期末日後12か月以内に生じうる債務不履行から生じる予想信用損失（12か月の予想信用損失）により貸倒引当金の額を算定しております。一方、期末日時点で金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融商品の予想残存期間のすべてにわたり生じうる債務不履行から生じる予想信用損失（全期間の予想信用損失）により貸倒引当金の額を算定しております。信用リスクが著しく増大しているかどうかは、期日経過情報のほか、信用不安事象の発生の有無等、合理的かつ裏付け可能な情報を考慮しております。

但し、営業債権及び契約資産並びにリース債権については、上記にかかわらず、常に全期間の予想信用損失により貸倒引当金の額を算定しております。

予想信用損失は、契約上のキャッシュ・フローと回収可能なキャッシュ・フロー見込額の差額をもとに見積っており、見積りに際しては、過去の貸倒実績、債務者の現在の財政状態並びに将来予測に関する入手可能で合理的かつ裏付け可能な情報を織込んでおります。

(2)有形固定資産、投資不動産、のれん、無形資産、関連会社投資及びジョイント・ベンチャーへの投資

有形固定資産、投資不動産、のれん、無形資産、関連会社投資及びジョイント・ベンチャーへの投資については、各四半期末において減損の兆候の有無を判定のうえ、減損の兆候があると判断される場合には、以下に掲げる減損テストを実施しております。加えて、のれん、耐用年数を確定できない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず、少なくとも年に1度、毎年同じ時期に、減損テストを実施しております。

減損テストは、資金生成単位ごとに行っております。資金生成単位の識別にあたっては、個別資産について他の資産とは独立してキャッシュ・フローを識別可能である場合は当該個別資産を資金生成単位とし、個別資産について独立してキャッシュ・フローを識別することが不可能な場合は独立したキャッシュ・フローが識別できる最小単位になるまで資産をグルーピングしたものを資金生成単位としております。のれんについては、事業セグメントと同等かそれより小さい単位で、のれんを内部管理する最小の単位に基づき資金生成単位を決定しております。

のれんを含む資金生成単位の減損テストを実施する場合は、まず、のれん以外の資産の減損テストを実施し、当該のれん以外の資産について必要な減損を認識した後に、のれんの減損テストを行っております。

減損テストを実施するにあたっては、当該資金生成単位の回収可能価額を見積っております。回収可能価額は、売却費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額としております。なお、使用価値とは、資金生成単位の継続的使用及び使用後の処分により見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値合計をいいます。

資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回っている場合には、当該帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を純損益で認識しております。認識した減損損失は、まずその資金生成単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するよう配分し、次に資金生成単位内ののれんを除く各資産の帳簿価額を比例的に減額するように配分しております。

全社資産は独立したキャッシュ・フローを生み出していないため、全社資産における減損テストは、その帳簿価額を各資金生成単位に合理的な方法で配分したうえで、配分された全社資産の帳簿価額の一部を含む、資金生成単位の帳簿価額を回収可能価額と比較する方法により行っております。

過年度に認識した減損損失が明らかに減少または存在しない可能性を示す兆候がある場合で、当該資産の回収可能価額の見積りが帳簿価額を上回るときは、減損損失を戻入しております。減損損失の戻入額は、減損損失を認識しなかった場合の償却または減価償却控除後の帳簿価額を上限としております。但し、のれんについては減損損失の戻入は行っておりません。

関連会社及びジョイント・ベンチャーへの投資の帳簿価額の一部に含まれる当該投資に係るのれんについては、他の部分と区分せず、当該投資全体の帳簿価額を、減損テストの対象としております。

10. 従業員給付

(1)確定給付型退職後給付

確定給付型退職後給付制度とは、次に掲げる確定拠出型退職後給付制度以外の退職後給付制度をいいます。

確定給付型退職後給付制度については、確定給付制度債務の現在価値と制度資産の公正価値との純額を負債または資産として認識しております。確定給付制度債務の現在価値及び関連する勤務費用は、原則として、予測単位積増方式を用いて算定しております。確定給付制度債務の現在価値を算定するために使用する割引率は、原則として、退職給付債務の見積期間と整合する期末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しております。

制度の改定により生じた、過去の期間の従業員の勤務に係る確定給付制度債務の現在価値の変動額は、制度の改定があった期の純損益として認識しております。

また、当社及び子会社は、確定給付型退職後給付制度から生じるすべての数理計算上の差異について、連結包括利益計算書におけるその他の包括利益（「確定給付再測定額」に表示）として認識し、ただちに利益剰余金に振替えております。

(2) 確定拠出型退職後給付

確定拠出型退職後給付制度とは、一定の掛金を他の独立した事業体に支払い、その拠出額を超える支払いについて法的債務または推定的債務を負わない退職後給付制度をいいます。

確定拠出型退職後給付制度においては、発生主義に基づき、従業員が関連する勤務を提供した期間に対応する掛金額を純損益として認識しております。

(3) 複数事業主制度

一部の子会社は、複数事業主制度に加入しております。複数事業主制度については、当該制度の規約に従って、確定給付型退職後給付制度と確定拠出型退職後給付制度に分類し、それぞれの退職後給付制度に係る会計処理を行っております。但し、確定給付型退職後給付制度に分類される複数事業主制度について、確定給付型退職後給付制度に係る会計処理を行うために十分な情報を入手できない場合は、確定拠出型退職後給付制度に係る会計処理を適用しております。

(4) 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算を行わず、会計期間中に従業員が勤務を提供したもので、当該勤務の見返りに支払うと見込まれる給付金額を純損益として認識しております。賞与については、当社及び子会社が支払いを行う法的債務または推定的債務を有しており、かつ当該債務について信頼性のある見積りが可能な場合に、支払見積額を負債として認識しております。

11. 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社及び子会社が現在の債務（法的債務または推定的債務）を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、かつ当該債務の金額について信頼できる見積りが可能である場合に認識しております。

貨幣の時間的価値の影響が重要な場合には、引当金額は債務の決済に必要なと見込まれる支出の現在価値で測定しております。現在価値の算定には、将来キャッシュ・フローの発生期間に応じた税引前の無リスクの割引率を使用しており、引当対象となる事象発生の不確実性については、将来キャッシュ・フローの見積りに反映させております。

(1) 資産除去債務引当金

資産除去債務に係る引当金は、法令や契約等により有形固定資産の解体・除去及び敷地の原状回復等の義務を負っている場合、または業界慣行や公表されている方針・明確な文書等により、有形固定資産の解体・除去及び敷地の原状回復等を履行することを表明しており、外部の第三者が当該履行を期待していると推定される場合に、当該解体・除去及び原状回復等のための見積費用を認識しております。

(2) リストラクチャリング引当金

リストラクチャリングに係る引当金は、詳細な公式計画があり、リストラクチャリング計画の実施を開始または公表した時点で認識しております。当該引当金は、リストラクチャリングから発生する以下に該当する直接支出のみを計上対象としております。

- ・リストラクチャリングに必然的に伴うもの
- ・会社の継続的活動には関連しないもの

(3) 訴訟損失引当金

訴訟提起により発生しうる損害賠償等の損失に係る引当金は、訴訟提起されており、外部の第三者に対して損害賠償等を支払わなければならない可能性が高い場合に、当該損害賠償等による損失見積額を認識しております。

(4) 債務保証損失引当金

債務保証契約の履行により発生しうる損失に係る引当金は、被保証人において特定の債務不履行があった場合に、保証人が被保証人に代わって当該債務の弁済を行う、もしくは金銭による補償を行うことを約する契約等を締結しており、当該契約等の履行に伴う損失の発生可能性が高くなった場合に、損失発生見込額を認識しております。

(5) 賦課金

賦課金とは、経済的便益を含んだ資源の流出であって政府が法令等に従って企業に課すものであり、支払義務が発生した時点で、賦課金に係る支払見込額を認識しております。

12. 資本

普通株式は資本として分類しております。普通株式の発行に係る付随費用は、税効果控除後の金額にて資本から控除しております。

自己株式は資本の控除項目としております。自己株式を取得した場合は、その対価及び付随費用（税効果控除後）を資本から控除しております。自己株式を売却した場合は、その対価に相当する額を資本の増加として認識しております。

13. 収益

当社及び子会社は、収益に係る会計処理について、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に基づき、次の5ステップに従って、収益を認識しております。

ステップ1 契約の識別

ステップ2 履行義務の識別

ステップ3 取引価格の算定

ステップ4 取引価格の履行義務への配分

ステップ5 履行義務の充足による収益の認識

「商品販売取引に係る収益」及び「役務提供及びロイヤルティ取引に係る収益」は、顧客との契約に係る履行義務が充足された時点、すなわち当社及び子会社が提供する財またはサービスに対する支配が顧客に移転した時点で認識しております。また、対価が変動性のある金額を含んでいる場合には、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲内でのみ、変動対価を取引価格に含めております。取引形態ごとの収益認識基準は次のとおりです。

(1) 商品販売取引

商品販売を収益の源泉とする取引には、卸売、小売、製造・加工を通じた商品の販売等があります。これらの取引については、顧客への商品の引渡し、倉庫証券の交付、検収書の受領等、契約上の受渡し条件が履行された時点をもって履行義務が充足され、収益を認識しております。工事請負取引、ソフトウェアの受注製作においては、請負工事や受注製作の進捗に応じて履行義務が充足されることから、当該履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。また、完成までに要する総原価を、信頼性をもって見積ることができる場合には、期末日における見積総原価に対する累積実際発生原価の割合に応じて収益を計上し、信頼性をもって見積ることができない場合には、発生した原価のうち回収可能性が高いと判断される部分と同額を収益として計上しております。

(2) 役務提供及びロイヤルティ取引

役務提供を収益の源泉とする取引には、ソフトウェア保守サービス、その他のサービスを提供する取引があります。これらの取引に係る収益は、契約から識別された履行義務が充足された時点で計上しており、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引については履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。ロイヤルティ取引については、ライセンス期間にわたり存在する企業の知的財産にアクセスする権利を与える場合においては、一定の期間にわたり履行義務が充足されることから、ライセンス期間にわたって収益を認識しております。

(3) 収益の総額（グロス）表示と純額（ネット）表示

収益の総額（グロス）表示と純額（ネット）表示において、顧客に財またはサービスが移転する前に当該財またはサービスに対する支配を自社が獲得している取引については、顧客との取引総額（グロス）で表示しております。

14. 金融収益及び金融費用

金融収益は、受取利息、受取配当金から構成されております。受取利息は、実効金利法により、発生時に認識しております。受取配当金は、当社及び子会社が支払いを受ける権利が確定した時点で認識しております。金融費用は支払利息であり、実効金利法により発生時に認識しております。

15. 法人所得税

法人所得税費用は、当期税金費用と繰延税金資産及び負債の変動である繰延税金費用から構成されております。法人所得税費用は、次に掲げる場合を除いて、純損益で認識しております。

- ・直接資本の部、またはその他の包括利益に認識される取引については、資本の部、またはその他の包括利益で認識しております。
- ・企業結合時における識別可能資産及び負債の認識に伴い発生した繰延税金は、当該企業結合におけるのれんに含めております。

当期支払税金は、当期の課税所得について納付すべき税額、または税務上の欠損金について還付されると見込まれる税額で測定しております。これらの税額は期末日において制定済み、または実質的に制定されている税率に基づき算定しております。

繰延税金資産及び繰延税金負債は、資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務上の金額との一時差異等に対して認識しております。繰延税金資産は、将来減算一時差異、税務上の繰越欠損金や繰越税額控除、繰越外国税額控除のような、将来の税務申告において税負担を軽減させるものについて、それらを回収できる課税所得が生じる可能性の高い範囲内で認識しております。一方、繰延税金負債は、将来加算一時差異に対して認識しております。但し、以下の一時差異に対しては繰延税金資産または繰延税金負債を認識しておりません。

- ・のれんの当初認識において生じる将来加算一時差異
- ・企業結合以外の取引で、かつ会計上の損益にも課税所得にも影響を及ぼさない取引における資産、または負債の当初認識に係る差異に関するもの

子会社、関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資に係る将来加算一時差異については、一時差異の解消時期をコントロールでき、かつ当該将来加算一時差異が予測可能な期間内に解消しない可能性が高い場合には繰延税金負債を認識しておりません。子会社、関連会社及びジョイント・ベンチャーに係る将来減算一時差異については、当該将来減算一時差異が予測可能な期間内に解消し、使用対象となる課税所得が稼得される可能性が高い範囲でのみ繰延税金資産を認識しております。

繰延税金資産及び負債は、期末日において制定、または実質的に制定されている法人所得税法令に基づいて、繰延税金資産が回収される期または繰延税金負債が決済される期に適用されると見込まれる税率に基づいて算定しております。

繰延税金資産及び負債は、当社及び子会社が当期税金資産と当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有し、かつ法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合、または異なる納税主体に課されているものの、これらの納税主体が当期税金資産及び負債を純額ベースで決済することを意図している場合、もしくはこれら資産の実現と負債の決済を同時に行うことを意図している場合には、連結財政状態計算書において、相殺して表示しております。

16. 1株当たり利益

基本的1株当たり当期純利益は、当社株主に帰属する当期純利益を、その報告期間の発行済普通株式（自己株式を除く）の加重平均株式数で除して算定しております。希薄化後1株当たり当期純利益は、希薄化効果を有する潜在的普通株式による影響を調整して算定しております。

17. 鉱物採掘活動

探査及び評価フェーズの期間における支出のうち、探査及び評価作業に使用される資産の取得に係るものについては非流動資産に計上し、それ以外の支出については、原則として発生時に純損益で認識しております。

開発段階における支出は、商業採算性が確認できるものについて、その性質に応じて有形固定資産または無形資産に計上したうえで、生産開始時点から生産高比例法を用いて償却しております。生産段階における剥土費用について、当期において販売可能な鉱石は採掘されないが、剥土活動により特定の鉱床について将来の経済的便益が流入する可能性が高く、かつ信頼性をもってコストを測定できる場合には、資産計上し、生産高比例法を用いて償却しております。当期における販売可能な鉱石に関連する剥土費用については、当期の棚卸資産原価として認識しております。

18. 農業会計

農産物については、収穫時点において、売却費用控除後の公正価値で測定し、収穫時点までの原価累計額との差額は、発生した期の売上原価として認識しております。

果実生成型植物を除く生物資産について、公正価値が信頼性をもって測定できる場合は、当初認識時及び各期末において、売却費用控除後の公正価値で測定しております。当該会計処理に伴う公正価値の変動額は、純損益として認識しております。一方、公正価値が信頼性をもって測定できない場合は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

果実生成型植物については、有形固定資産に分類のうえ、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

19. 見積り及び判断の利用

当社及び子会社は、連結計算書類を作成するために、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、会計上の見積り及び仮定を用いております。実際の業績は、会計上の見積り及びその基礎となる仮定と異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は、継続して見直され、会計上の見積りの見直しによる影響は、当該見積りを行った連結会計年度及び将来の連結会計年度に認識されます。

将来にわたり、重要な修正を生じさせるリスクを有する仮定及び見積りは、主として次のとおりです。

・非上場の公正価値で測定される資本性金融資産の公正価値測定

公正価値で測定される資本性金融資産のうち、非上場の銘柄については、投資先と同じ業界に属する上場銘柄の公表情報を参照したマルチプル法、あるいは投資先からの受取配当に係る将来キャッシュ・フロー見積額を現在価値に割引くことにより公正価値を算定する配当キャッシュ・フロー還元法等により公正価値を測定しております。マルチプル法を適用する場合のマルチプル倍率、あるいは配当キャッシュ・フロー還元法を適用する場合の将来受取キャッシュ・フローの見積り及び割引率は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、将来にわたり、非上場の公正価値で測定される資本性金融資産の公正価値の測定額に重要な修正を生じさせるリスクを有しております。

・償却原価で測定される金融資産及び負債性のFVTOCI金融資産に係る予想信用損失の見積り

償却原価で測定される金融資産及び負債性のFVTOCI金融資産に係る予想信用損失は、当該資産に係る契約上のキャッシュ・フローと回収可能なキャッシュ・フロー見込額の差額をもとに見積っております。当該資産に係る回収可能なキャッシュ・フロー見込額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、将来にわたり、当該資産に係る減損損失額に重要な修正を生じさせるリスクを有しております。

- ・有形固定資産、投資不動産、のれん、無形資産、関連会社投資及びジョイント・ベンチャーへの投資に係る減損テストにおいて測定される回収可能価額

有形固定資産、投資不動産、のれん、無形資産、関連会社投資及びジョイント・ベンチャーへの投資に係る減損テストにおいて、資金生成単位を判別したうえで、当該資金生成単位における売却費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高いほうを回収可能価額として測定しております。当該売却費用控除後の公正価値算定上の仮定、あるいは使用価値算定の基礎となる資金生成単位の使用期間中及び使用後の処分により見込まれる将来キャッシュ・フロー、割引率等の仮定は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、将来にわたり、有形固定資産、投資不動産、のれん、無形資産、関連会社投資及びジョイント・ベンチャーへの投資に係る減損損失額に重要な修正を生じさせるリスクを有しております。

- ・確定給付型退職後給付制度における確定給付制度債務及び制度資産の公正価値測定

確定給付型退職後給付制度については、確定給付制度債務と制度資産の公正価値の純額を負債または資産として認識しております。確定給付制度債務は、年金数理計算により算定しており、年金数理計算の前提条件には、割引率、退職率、死亡率、昇給率等の見積りが含まれております。これら前提条件は、金利変動の市場動向等、入手可能なあらゆる情報を総合的に判断して決定しております。これら年金数理計算の前提条件には将来の不確実な経済環境あるいは社会情勢の変動等によって影響を受ける可能性があり、将来にわたり、確定給付制度債務及び制度資産の公正価値の測定額に重要な修正を生じさせるリスクを有しております。

- ・引当金の測定

引当金は、将来において債務の決済に要すると見込まれる支出の期末日における最善の見積りに基づいて測定しております。将来において債務の決済に要すると見込まれる支出額は、将来の起こりうる結果を総合的に勘案して算定しております。これら引当金の測定において使用される仮定は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、将来にわたり、引当金の測定額に重要な修正を生じさせるリスクを有しております。

- ・法人所得税の見積り

法人所得税の算定に際しては、税法規定の解釈や過去の税務調査の経緯等、様々な要因について見積り及び判断が必要となります。そのため、各期末において見積った法人所得税と、実際に納付する法人所得税の金額とが異なる可能性があり、その場合、翌年度以降の法人所得税の計上額に重要な影響を与える可能性があります。

また、繰延税金資産については、将来減算一時差異等を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しておりますが、当該回収可能性の判断は、当社及び子会社の事業計画に基づいて決定した各将来事業年度の課税所得の見積りを前提としております。当該将来事業年度の課税所得の見積りは、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、将来にわたり、繰延税金資産の計上額に重要な修正を生じさせるリスクを有しております。

会計方針適用にあたっての判断が、資産、負債、収益及び費用の計上金額に重要な影響を与える項目は、主として次のとおりです。

- ・子会社、関連会社及びジョイント・ベンチャーの範囲
- ・デリバティブを除く金融資産における、償却原価で測定される金融資産、FVTOCI金融資産及びFVTPL金融資産への分類
- ・リースを含む契約の会計処理
- ・償却原価で測定される金融資産及び負債性のFVTOCI金融資産に係る信用リスクが著しく増大しているかの判断
- ・有形固定資産、投資不動産、のれん、無形資産、関連会社及びジョイント・ベンチャーへの投資に係る減損テスト実施にあたっての資金生成単位の判別
- ・有形固定資産、投資不動産、のれん、無形資産、関連会社及びジョイント・ベンチャーへの投資に係る減損の兆候の有無の評価
- ・有形固定資産、投資不動産、無形資産、関連会社及びジョイント・ベンチャーへの投資に係る減損戻入れの兆候の有無の評価
- ・引当金の認識
- ・収益の認識時点及び収益を総額（グロス）で表示するか、純額（ネット）で表示するか

〔個別注記表〕

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

… 償却原価法

子会社株式及び関連会社株式

… 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

… 移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

… 時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

… 個別法（一部の棚卸資産については総平均法）による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

… 定額法

なお、主な資産である建物の耐用年数は、6年～50年であります。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。但し、鉱業権については、見込引取総量に基づく生産高比例法によっております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係る
リース資産

… 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係
るリース資産

… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

… 効果の及ぶ期間に応じて均等償却

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失等に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 投資損失引当金

子会社株式等の実質価額低下による損失に備えるため、子会社等の財政状態等を勘案のうえ、必要と認められる額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間（12年～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間（14年）により按分した額を費用処理することとしております。

なお、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用に対応する部分を除いた退職給付債務と年金資産の差額を退職給付引当金または前払年金費用として貸借対照表に計上しております。

(4) 株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員への当社株式の給付及び株式交付規程に基づく取締役・執行役員への当社株式の交付等に備えるため、当期末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) 役員退職慰労引当金

当社は役員及び執行役員の退職慰労金制度を2005年6月の定時株主総会にて廃止し、廃止日までの在任期間に対応する退職慰労金は、退職時に従来の退職慰労金内規の枠内において支給することを決定しているため、当該決定に基づく当期末の支払見積額を計上しております。

(6) 債務保証等損失引当金

子会社等に対する債務保証等の偶発債務による損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案のうえ、必要と認められる額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

… 株式交付費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

(2) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

… 繰延ヘッジ処理及び時価ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約及び通貨スワップ等については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップ等については特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

… ヘッジ手段として為替予約取引、通貨スワップ取引、金利スワップ取引、外貨預金、外貨建借入金、商品先物取引及び商品先渡取引等を行い、ヘッジ対象は、将来の相場変動により時価または将来キャッシュ・フローが変動するリスクのある資産または負債としております。

ヘッジ方針

… 当社の内部規程に基づき当社の事業活動に伴い発生する相場変動リスク及びキャッシュ・フロー変動リスクをヘッジしております。

ヘッジの有効性評価方法

… 個々の取引特性に応じて策定したヘッジの有効性評価方法に基づき、その有効性が認められたものについてヘッジ会計を適用しております。

(3) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(4) 連結納税制度を適用しております。

【表示方法の変更に関する注記】

1. 前期において「流動資産」の「その他」に含めて表示しておりました未収入金は、金額的重要性が増したため、当期より独立掲記しております。この表示方法の変更により、前期の貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に含めて表示していた62,848百万円を「未収入金」として組み替えております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当期から適用し、繰延税金資産は「投資その他の資産」、繰延税金負債は「固定負債」の区分に表示する方法に変更しております。この結果、前期の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」として表示していた5,634百万円は「投資その他の資産」の「繰延税金資産」26,744百万円に含めて表示しております。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

関係会社株式 19,601百万円

上記の他、投資有価証券1,128百万円を差入保証金の代用として差入れています。

(2) 担保に係る債務

上記に該当する債務はありません。

なお、担保に供している資産には、関係会社の借入金等に対して担保提供を行った当社資産を記載しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

36,856百万円

3. 偶発債務

(1) 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務等に対し、保証を行っております。

〔関係会社〕

〔一般〕

Orchid Alliance Holdings Limited	566,515百万円	Consolidated Grain & Barge Co.	9,656百万円
伊藤忠トレジャリー(株) (注)	282,715	その他	4,748
伊藤忠リテールインベストメント合同会社	99,901	小計	14,404
ITOCHU Coal Americas Inc.	86,764		
伊藤忠フードインベストメント合同会社	61,290		
Dole International Holdings(株)	55,276		
伊藤忠自動車投資合同会社	52,680		
ITOCHU TAIWAN INVESTMENT CORPORATION	52,037		
ITOCHU FIBRE LIMITED	43,907		
PT. BHIMASENA POWER INDONESIA	29,018	関係会社 小計	1,625,625
その他	295,522	一般 小計	14,404
小計	1,625,625	合計	1,640,029

なお、保証債務には保証類似行為が含まれております。また、複数の保証人がいる場合の連帯保証等は、自己の負担額を記載しております。

(注) 当社は伊藤忠トレジャリー(株)による金融機関からの借入債務651,063百万円に対して保証を行っておりますが、下記の金額を控除した282,715百万円を当社の保証額として記載しております。

- 保証対象となる借入債務のうち、240,237百万円はOrchid Alliance Holdings Limitedへの長期貸付を目的とした借入債務であり、当社は当該貸付についてOrchid Alliance Holdings Limitedの長期借入債務に対しても保証を行っているため、保証額から控除しております。
- 保証対象となる借入債務には、伊藤忠トレジャリー(株)が当社の引受輸入手形を免責的債務引受したことによる借入債務が含まれます。このうち128,111百万円は、当該債務引受に際し当社が未決済であり、伊藤忠トレジャリー(株)に対して計上している未払金の残高と対応することから、保証額から控除しております。

(2) 受取手形割引高及び裏書譲渡高

輸出手形割引高 87,926百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	445,664百万円	長期金銭債権	11,784百万円
短期金銭債務	401,550百万円	長期金銭債務	1,820百万円

上記には、貸借対照表上区分掲記されている関係会社短期貸付金、関係会社長期貸付金を含めて記載しております。

5. 取締役に対する金銭債務

金銭債務 1,000百万円

なお、上記金銭債務の他、特別賞与の支給見込額として113百万円を未払費用に計上しております。

6. 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当期の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

受取手形	2,772百万円	支払手形	1,991百万円
------	----------	------	----------

〔損益計算書に関する注記〕

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	1,487,289百万円
-----	--------------

仕入高	508,930百万円
-----	------------

営業取引以外の取引による取引高	257,722百万円
-----------------	------------

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 当期末における発行済株式総数は、普通株式1,584,889,504株であります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	110,390	34,131	83,525	60,996

(注) 株式給付型ESOP信託口が所有する当社株式868千株及び役員報酬BIP信託口が所有する当社株式700千株は、自己保有株式ではないため、自己株式の数に含めておりません。

<変動事由の概要>

(1) 自己株式の数の増加は、2018年12月4日開催の取締役会決議に基づく取得15,097千株、2019年2月5日開催の取締役会決議に基づく取得19,024千株及び単元未満株式の取得10千株であります。

なお、2019年2月5日開催の取締役会における決議内容は、2019年2月6日から2019年6月30日までの期間において55,000千株または1,000億円を上限として自己株式を取得することであり、上記は2019年3月31日までに取得した株数を記載しております。

(2) 自己株式の数の減少は、2018年10月1日開催の取締役会の決議に基づく自己株式の消却78,000千株、株式交換による自己株式の交付5,524千株、並びに、単元未満株式の処分0千株であります。

3. 株式交換による変動額に関する事項

2019年3月11日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、(株)日本アクセス、伊藤忠ロジスティクス(株)、(株)レリアン及び伊藤忠都市開発(株)を株式交換完全子会社とする株式交換を実施しました。株式交換比率については、当社の株式価値は市場株価法、対象会社の株式価値は割引キャッシュ・フロー法等に基づき算定された、独立した第三者機関の評価結果も参考にし、当社及び対象会社間で慎重に協議のうえ決定しております。

なお、本株式交換は共通支配下の取引等として、関係会社株式の取得価額から交付した自己株式の帳簿価額を控除した額を、その他資本剰余金の増加として会計処理をしております。

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	6,489百万円
投資有価証券等評価損	91,101
退職給付引当金	31,836
販売用不動産評価損	588
債務保証等損失引当金	3,356
減損損失等	4,700
税務上の繰越欠損金	2,422
その他	19,034
繰延税金資産小計	159,526
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△117,320
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	—
繰延税金資産合計	42,206

繰延税金負債

退職給付信託設定益	△24,355
その他有価証券評価差額金	△18,855
その他	△5,744
繰延税金負債合計	△48,954
繰延税金資産(負債)の純額	△6,748

〔関連当事者との取引に関する注記〕

(単位：百万円)

属性	会社の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱日本アクセス	直接 100.00%	食料品・酒類・ 雑貨等の販売	食品等の売上(注1)	377,294	売掛金 未払金 未払費用 その他固定負債	83,287 1,684 1,083 150
子会社	伊藤忠トレジャリー㈱	直接 100.00%	貿易金融資金の 包括委任等	輸出手形に係る包括委 任契約(注2)	—	未収入金	163,667
				引受輸入手形の債務引 受契約(注2)	—	未払金	128,111
				利息等の支払(注2)	2,039	—	—
			債務の移管	債務の移管(注3)	319,738	—	—
			債権の移管	債権の移管(注4)	240,872	—	—
			資金の預かり	資金の預かり(注5)	—	預り金	123,700
				利息の支払(注5)	30	—	—
			資金の借入	資金の借入(注6)	—	短期借入金	105,783
				利息の支払(注6)	560	—	—
子会社	Orchid Alliance Holdings Limited	直接 100.00%	債務保証	債務保証(注7)	651,063	—	—
				保証料の受取(注7)	763	—	—
子会社	Orchid Alliance Holdings Limited	直接 100.00%	債務保証	債務保証(注8)	566,515	—	—
				保証料の受取(注8)	564	—	—
子会社	伊藤忠リテールインベストメント 合同会社	直接 100.00%	債務保証	債務保証(注9)	99,901	—	—
				保証料の受取(注9)	76	—	—
子会社	ITOCHU Coal Americas Inc.	直接 100.00%	債務保証	債務保証(注10)	86,764	—	—
				保証料の受取(注10)	191	—	—
子会社	伊藤忠フードインベストメント 合同会社	直接 90.00% 間接 10.00%	債務保証	債務保証(注11)	61,290	—	—
				保証料の受取(注11)	77	—	—
子会社	Dole International Holdings㈱	直接 100.00%	債務保証	債務保証(注12)	55,276	—	—
				保証料の受取(注12)	59	—	—
子会社	伊藤忠自動車投資合同会社	直接 90.00% 間接 10.00%	債務保証	債務保証(注13)	52,680	—	—
				保証料の受取(注13)	54	—	—
子会社	ITOCHU TAIWAN INVESTMENT CORPORATION	直接 100.00%	債務保証	債務保証(注14)	52,037	—	—
				保証料の受取(注14)	35	—	—
子会社	ITOCHU FIBRE LIMITED	直接 75.00% 間接 25.00%	債務保証	債務保証(注15)	43,907	—	—
				保証料の受取(注15)	48	—	—
子会社	CIECO Exploration and Production (UK) Limited	直接 100.00%	増資の引受	増資の引受(注16)	47,363	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) ㈱日本アクセスに対する売上については、市場価格等を勘案して、毎期価格交渉のうえ、取引条件を決定しております。
- (注2) 伊藤忠トレジャリー㈱とは、輸出手形割引等の荷為替金融を外貨調達的手段として活用するため、貿易金融資金の包括委任契約等を当期より締結しております。外貨建輸出手形については、期日前割引の裁量権を付帯した資金回収業務を伊藤忠トレジャリー㈱に委託しております。なお、当該裁量権に基づき、伊藤忠トレジャリー㈱が期日前割引を行った金額のうち、当社が未回収の残高を未収入金として計上しております。また、引受輸入手形については、伊藤忠トレジャリー㈱と免責的債務引受契約を締結し、伊藤忠トレジャリー㈱が当社の引受輸入手形を銀行からの手形借入として債務引受しております。なお、当該債務引受に際し、当社が伊藤忠トレジャリー㈱に対して未決済の残高を未払金として計上しており、未払金に係る利率は市場金利を勘案して決定しております。
- (注3) 伊藤忠トレジャリー㈱に対して、グループ金融制度に関連する債務（グループ金融貸付に対応する銀行借入及びグループ金融により発生する子会社からの預り金等）を移管しており、当該移管の額は独立第三者間取引と同様の条件により決定しております。
- (注4) 伊藤忠トレジャリー㈱に対して、グループ金融制度に関連する債権（グループ金融貸付等）を移管しており、当該移管の額は独立第三者間取引と同様の条件により決定しております。
- (注5) 伊藤忠トレジャリー㈱からの資金の預かりは、グループ金融制度に基づいており、利率は市場金利を勘案して決定しております。
- (注6) 伊藤忠トレジャリー㈱からの資金の借入は、グループ金融制度に基づいており、利率は市場金利を勘案して決定しております。
- (注7) 伊藤忠トレジャリー㈱の銀行借入等につき債務保証を行っており、保証料率は被保証先の信用力等を勘案して決定しております。なお、当該債務保証対象の借入のうち、240,237百万円はOrchid Alliance Holdings Limitedへの長期貸付を目的としており、当社はOrchid Alliance Holdings Limitedの伊藤忠トレジャリー㈱からの長期借入についても債務保証（注8参照）を行っております。また、当該債務保証対象の借入には、伊藤忠トレジャリー㈱が当社の引受輸入手形につき債務引受を行ったことによる銀行借入が含まれております。このうち128,111百万円は、当該債務引受に際し、当社が伊藤忠トレジャリー㈱に対して計上している未払金残高と対応いたします（注2参照）。これらの金額を控除した当社の保証額は282,715百万円です。
- (注8) Orchid Alliance Holdings Limitedの銀行借入及び伊藤忠トレジャリー㈱からの借入につき債務保証を行っており、保証料率は被保証先の信用力等を勘案して決定しております。
- (注9) 伊藤忠リテールインベストメント合同会社の伊藤忠トレジャリー㈱からの借入につき債務保証を行っており、保証料率は被保証先の信用力等を勘案して決定しております。
- (注10) ITOCHU Coal Americas Inc.の銀行借入につき債務保証を行っており、保証料率は被保証先の信用力等を勘案して決定しております。
- (注11) 伊藤忠フードインベストメント合同会社の伊藤忠トレジャリー㈱からの借入につき債務保証を行っており、保証料率は被保証先の信用力等を勘案して決定しております。
- (注12) Dole International Holdings㈱の銀行借入につき債務保証を行っており、保証料率は被保証先の信用力等を勘案して決定しております。
- (注13) 伊藤忠自動車投資合同会社の伊藤忠トレジャリー㈱からの借入につき債務保証を行っており、保証料率は被保証先の信用力等を勘案して決定しております。
- (注14) ITOCHU TAIWAN INVESTMENT CORPORATIONの銀行借入につき債務保証を行っており、保証料率は被保証先の信用力等を勘案して決定しております。
- (注15) ITOCHU FIBRE LIMITEDの海外グループ金融統括会社からの借入につき債務保証を行っており、保証料率は被保証先の信用力等を勘案して決定しております。

(注16) CIECO Exploration and Production (UK) Limitedが行った株主割当増資において317,680千株を317,681千英ポンドで引受けております。なお、当該株主割当増資後、2018年11月にCIECO Exploration and Production (UK) Limitedの全株式を、第三者へ売却したことにより、関連当事者に該当しないこととなったため、所有割合は関連当事者に該当していた時点での割合を記載しております。

(注17) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

〔1 株当たり情報に関する注記〕

1 株当たり純資産額	710円14銭
------------	---------

1 株当たり当期純利益	185円37銭
-------------	---------

(注) 株式給付型ESOP信託口及び役員報酬BIP信託口が所有する当社株式は、貸借対照表上の自己株式として処理しており、上記1株当たり情報の算出において控除する自己株式に含めております。

(ご参考)連結キャッシュ・フロー計算書

(百万円未満四捨五入)

(単位：百万円)

科目	第95期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)	第94期 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー：		
当期純利益	545,689	431,720
営業活動によるキャッシュ・フローへの調整		
減価償却費等	154,944	114,102
有価証券損益	△203,034	△7,080
固定資産に係る損益	12,041	29,629
金融収益及び金融費用	△34,112	△27,526
持分法による投資損益	△98,052	△216,228
法人所得税費用	149,694	106,138
貸倒損失・引当金等	1,394	12,995
資産・負債の変動他	△37,738	△72,842
利息の受取額	37,525	31,321
配当金の受取額	140,146	110,518
利息の支払額	△56,365	△38,703
法人所得税の支払額	△135,581	△85,832
営業活動によるキャッシュ・フロー	476,551	388,212
投資活動によるキャッシュ・フロー：		
持分法で会計処理されている投資の取得及び売却	△106,112	△125,146
投資等の取得及び売却	353,023	△56,833
貸付による支出及び回収による収入	27,723	21,307
有形固定資産等の取得及び売却	△95,672	△87,019
定期預金の増減	22,187	△8,659
投資活動によるキャッシュ・フロー	201,149	△256,350
財務活動によるキャッシュ・フロー：		
社債及び借入金による調達及び返済	△345,047	△160,858
当社株主への配当金の支払額	△116,437	△92,845
自己株式の増減	△68,700	△27,895
その他	△8,134	△14,538
財務活動によるキャッシュ・フロー	△538,318	△296,136
現金及び現金同等物の増減額	139,382	△164,274
現金及び現金同等物の期首残高	432,140	605,589
為替相場の変動による現金及び現金同等物への影響額	508	△9,175
現金及び現金同等物の期末残高	572,030	432,140

(注)当社は、連結キャッシュ・フロー計算書を国際会計基準（IFRS）に準拠して作成しております。

(ご参考)事業セグメント情報

当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、多種多様な商品のトレーディング、ファイナンス、物流及びプロジェクト案件の企画・調整等を行う他、資源開発投資・事業投資等の実行を通して各種機能・ノウハウ等を培い、かつ保有しております。これらの総合力を活かし、幅広い業界及びグローバルなネットワークを通じて、7つのディビジョンカンパニーが、繊維や食料、住生活、情報・金融等の生活消費分野、機械や化学品、石油製品、鉄鋼製品等の基礎産業分野、そして金属資源、エネルギー資源等の資源分野において、多角的な事業活動を展開しております。

また、これらの多角的に展開する事業活動を推進するため、当社は担当する業界、並びに主として取扱う商品及びサービスに応じて、繊維、機械、金属、エネルギー・化学品、食料、住生活、情報・金融の7つのディビジョンカンパニーを設け、当該7つのディビジョンカンパニーがそれぞれ、分掌する事業領域を統括する責任を負う体制としております。当社の経営者は、当該ディビジョンカンパニーをセグメント単位として経営戦略、経営資源の配分を決定し、業績管理についても、「当社株主に帰属する当期純利益」をはじめとするいくつかの指標に基づき、当該ディビジョンカンパニーを単位として実施しております。

以上に鑑み、当社は、当該7つのディビジョンカンパニーを報告セグメントとしており、第95期及び第94期の事業セグメント情報は次のとおりです。

第95期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(百万円未満四捨五入 単位:百万円)

	繊維	機械	金属	エネルギー・ 化学品	食料	住生活	情報・金融	その他及び 修正消去	連結
収益:									
外部顧客からの収益	593,553	1,222,821	666,109	3,124,420	4,290,792	890,057	728,043	84,690	11,600,485
セグメント間 内部収益	73	9,479	—	33,740	457	24,089	10,070	△77,908	—
収益合計	593,626	1,232,300	666,109	3,158,160	4,291,249	914,146	738,113	6,782	11,600,485
売上総利益	118,905	193,830	82,845	216,554	583,640	164,079	207,824	△3,905	1,563,772
持分法による投資損益	8,404	30,051	20,114	13,401	30,841	30,904	42,147	△77,810	98,052
当社株主に帰属 する当期純利益	29,764	47,628	79,230	80,643	207,909	62,921	68,432	△76,004	500,523
セグメント別資産	527,204	1,180,268	844,399	1,288,711	3,238,135	980,618	1,093,255	946,113	10,098,703

第94期(2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(百万円未満四捨五入 単位:百万円)

	繊維	機械	金属	エネルギー・ 化学品	食料	住生活	情報・金融	その他及び 修正消去	連結
収益:									
外部顧客からの収益	522,427	722,774	229,661	1,576,750	1,149,176	594,420	697,187	17,664	5,510,059
セグメント間 内部収益	42	27	—	1,097	460	12,876	6,965	△21,467	—
収益合計	522,469	722,801	229,661	1,577,847	1,149,636	607,296	704,152	△3,803	5,510,059
売上総利益	121,978	171,934	93,464	206,756	278,279	152,428	178,741	6,860	1,210,440
持分法による投資損益	7,046	25,068	20,779	6,249	33,584	18,076	37,369	68,057	216,228
当社株主に帰属 する当期純利益	12,499	57,052	82,460	36,882	80,466	55,683	51,099	24,192	400,333
セグメント別資産	474,856	1,218,556	850,295	1,355,712	1,962,169	978,777	766,159	1,057,413	8,663,937

(注) 1.当社は、事業セグメント情報を国際会計基準(IFRS)に準拠して作成しております。

2.「その他及び修正消去」は、各事業セグメントに帰属しない損益及びセグメント間の内部取引消去が含まれております。

CITIC Limited 及び C.P. Pokphand Co. Ltd.に対する投資及び損益は当該セグメントに含まれております。